

『自筆遺言の法務局保管制度創設 家裁検認手続き不要も—法務省』

法務省は自筆の遺言書を法務局が預かる制度の創設に向け具体的検討に入っている。相続法制審議会は中間試案の中で、「自筆証書遺言の保管制度の創設」に関して検討しており、遺言者本人の申し出や、公的機関の受け入れ、「検認」省略、相続人全員への通知等があがっていた。

公正証書遺言に比べ、自筆証書遺言は費用が掛からず自分だけで作成できる。ただし自宅で保管することで改ざんされる恐れも多かった。報道によると、全国約400カ所の法務局が原本と画像データを保管し、相続発生後に相続人が閲覧可能とする。弁護士や信託銀行等の遺言執行者も同様に閲覧できる。自筆遺言は死亡後に家庭裁判所の「検認」手続きが必要になるが省略できるようにする方針。相続人の一人が閲覧や写しの交付を請求した場合は、他の相続人にも保管の事実を一律に通知する。将来は遺族の死亡通知後に自動的に通知するシステムも検討するようだ。また、記載不備をできるだけ防ぐために法務局が保管時に記載内容の確認、審査を行うことも検討する。手続きや保管コスト等の費用も極力低額に抑える方針。

法制審議会の詳細を詰めている段階で、早ければ2018年中にも民法改正に持ち込むという。



『地銀の本業収益、14%減 2年連続、106行—金融庁』

金融庁が公表した全国の地方銀行・第二地方銀行に埼玉りそな銀行を加えた106行の2017年9月中間決算(単体)の概要によると、本業のもうけを示す実質業務純益の合計額は前年同期比14.6%減の6,553億円となり、2年連続で減少した。日銀のマイナス金利政策を背景にした預貸金利ぎやの縮小が響いた。金利収入などの資金利益の合計は0.7%減の1兆9,295億円と2年連続で2兆円を割り込んだ。9月末時点の貸出金残高は255兆円と前年同月末から約9兆円増加。貸出金の増加傾向は続いているが、貸出金利の低下が利益を圧迫した。純利益の合計は前年同期比2.8%増の6,026億円。本業の収益は厳しいものの、株式の売却益が増え、増益を確保した。全国地方銀行協会の佐久間

英利会長(千葉銀行頭取)は11月半ば、記者会見で「今後も極めて緩和的な市場環境が続けば、地域金融機関の基礎体力が徐々に奪われていく」と懸念を表明。収益悪化に苦しむ地域金融機関は統合・再編を模索しているが、公正取引委員会はこうした動きに難色を示しているといわれる。中曾宏日銀副総裁は最近の講演で、「金融機関の統合・再編は金融システム全体の安定性や効率性を高めるのに有効だ」と述べ、間接的ながら、公取委の姿勢をけん制した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます